

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
インドネシア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ
【インドネシアから新たに受け入れる場合】

インドネシア国籍の方をインドネシアから新たに特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、インドネシア側でもインドネシア国籍の方の送出しに伴う一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

インドネシア国籍の方をインドネシアから新たに特定技能外国人として受け入れるためには以下の2つの方法があります。

1 直接採用パターン

(1) 求人・求職のための「労働市場情報システム（IPKOL）」【インドネシア側の手続】

日本の受入機関が、インドネシアの職業紹介事業者（以下「P3MI」という。詳細については、後述項番2（1）参照）を利用することなくインドネシア国籍の方をインドネシアから新たに特定技能外国人として受け入れるに当たっては、インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム（IPKOL）」に日本側受入機関が登録して求人することを、インドネシア側は強く希望しています。当該システムの利用にあたっては、事前の登録が必要で、登録はオンラインで可能とのことです。

なお、インドネシア側によれば、前述のIPKOLへの登録は無料であることから、インドネシア国内において特定技能制度により日本で就職を希望しているインドネシア国籍の方に求職登録を促す広報をしており、特定技能制度に興味のあるインドネシア国籍の方は多く、日本で就職を希望している方は、このIPKOLにアクセスして求職先を検索するとのことです。また、同システムの活用が悪質なブローカー対策にも資するとしています。

IPKOLの登録等については、駐日インドネシア大使館にお問合せください。

(IPKOLのURL) <https://ayokitaker.ja.kemnaker.go.id>

(2) 雇用契約の締結

受入機関が上記1（1）で登録した求人情報にインドネシア国籍の方から求職があった場合など、受入機関と求職者双方の意思が確認されれば、特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

なお、受入機関と申請人との間で締結した雇用契約書については、IPKOLに電子データで登録する必要があるとのことです。

2 P3MIを利用するパターン

(1) P3MIについて

インドネシア政府から認定を受けたP3MIに係る名称、連絡先等については、インドネシア政府が管理する以下のURLをご確認ください。

(P3MIを検索可能なURL) <https://kemnaker.go.id/news/detail/daftar-p3mi-aktif>

(注1) P3MIとは、インドネシア政府から許可を得た職業紹介事業者を指す用語で、インドネシア語の「Perusahaan Penempatan Pekerja Migran Indonesia」の略語です。なお、P3MIは、インドネシア人労働者の海外下の送り出しを行っていますが、技能実習生の送り出しに關与するイ

インドネシアの「認定送出機関」とは異なります。

(2) 駐日インドネシア大使館の検証手続【インドネシア側の手続】

日本の受入機関が、P 3 M I を介しインドネシア国籍の方をインドネシアから新たに特定技能外国人として受け入れる場合、受入機関は、日本側の職業紹介事業者と提携し、さらに、その職業紹介事業者はP 3 M I との間で、職業紹介に関する提携に係る契約を締結する必要があります(注2)。その上で、日本側の職業紹介事業者が、求人票(Job Order)に加え、P 3 M I との間で締結された職業紹介の提携に係る契約書及び雇用契約書(暫定版)を駐日インドネシア大使館に提出し、確認を受ける必要があるとのことです。

なお、インドネシア側によれば、この手続の費用は無料であり、手続には3日程度の時間を要するとのことです。また、駐日インドネシア大使館での手続が終了すると、提出した書類が日本側の職業紹介事業者に返却されるとのことです。

(注2) 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、下記の厚生労働省のURLをご参照ください。

厚生労働省URL <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

(3) 雇用契約の締結

受入機関は、P 3 M I、日本の職業紹介事業者を介して紹介を受けた求職者の採用に係る手続を行い、受入機関と求職者双方の意思が確認されれば、特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

申請人との面接は、必ず受入機関が行う必要があります。この際、P 3 M I が同席することは可能ですが、P 3 M I が独自の基準で申請人をどの受入機関と面接させるかを選考したり、受入機関に申請人の情報を提供したりすることはできません。

なお、受入機関と申請人との間で締結した雇用契約書(原本)については、駐日インドネシア大使館に提出し確認を受ける必要があるとのことです。提出にあたっては、直接駐日インドネシア大使館に持参するか、切手を貼付した返信用封筒等を添付して駐日インドネシア大使館宛てに送付することも可能とのことです。

これ以降の手続については、直接採用パターン及びP 3 M I を利用するパターン共通の手続となります。

3 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

なお、P 3 M I を利用するパターンについては、在留資格認定証明書の雇用契約の相手方への送付にあたり、日本の職業紹介事業者やP 3 M I を介し、郵送していただくことも可能です。

4 在留資格認定証明書を交付された方の海外労働者管理システム(S I S K O T K L N)への登録【インドネシア側の手続】

在留資格認定証明書を交付されたインドネシア国籍の方は、日本へ渡航するための査証申請を行う前に、日本で就労するインドネシア国籍の方自らが、インドネシア政府が管理する海外労働者管理システム(S I S K O T K L N)にオンラインで登録しなければならないとされています。

この登録が完了した際に、インドネシア政府から電子的にインドネシア在外労働者保護庁のID番号が発行されることから、これを取得した上で、在インドネシア日本国大使館・総領事館に対して査証申請を行う必要があります。

外国で就労するインドネシア国籍の方が稼働先国でトラブルに巻き込まれた場合などの保護のためインドネシア政府が登録を求めていることから、日本側受入機関からも雇用するインドネシア国籍の方に、オンラインでウェブサイト上の様式に入力する方法により登録しID番号を取得するよう説明をお願いします。

(SISKOTKLNのURL) <http://siskotkln.bnp2tki.go.id/>

(駐日インドネシア大使館が想定するインドネシアにおける特定技能新規雇用の流れ(直接採用パターン))

<https://kemlu.go.id/tokyo/id/pages/alur-proses-ssw-bagi-newcomer-pekerja-baru/4338/etc-menu>

5 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のインドネシア国籍の方は、上記3で郵送した在留資格認定証明書及び上記4でインドネシア政府がSISKOTKLNにより発行したID番号の写し等を在インドネシア日本国大使館・総領事館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うこととなります。

6 移住労働者証(E-KTKLN)の取得【インドネシア側の手続】

上記5で査証を発給されたインドネシア国籍の方が、取得した査証をSISKOTKLNにオンラインで登録し、出国前オリエンテーションなどへ参加するなど必要な出国前の手続を終えると、同人に移住労働者証(E-KTKLN)が発行されるとのことです。

7 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったインドネシア国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

○ インドネシア側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日インドネシア共和国大使館

〔所在地〕東京都新宿区四谷 4-4-1 〔電話番号〕03-3441-4201

〔メールアドレス〕consular@kbrjtokyo.jp

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
インドネシア国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ
【日本に在留する方を受け入れる場合】

日本に在留するインドネシア国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、日本側の手続である在留資格変更許可手続が必要となります。これに加え、インドネシア側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するインドネシア国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

なお、受入機関と申請人との間で締結した雇用契約書（原本）については、駐日インドネシア大使館に提出し確認を受ける必要があるとのことです。提出にあたっては、直接駐日インドネシア大使館に持参するか、切手を貼付した返信用封筒等を添付して駐日インドネシア大使館宛てに送付することも可能とのことです。

2 雇用契約後の海外労働者管理システム（SISKOTKLN）への登録【インドネシア側の手続】

受入機関と雇用契約を締結したインドネシア国籍の方は、在留資格変更許可申請を行う前に、日本で就労するインドネシア国籍の方自らが、インドネシア政府が管理する海外労働者管理システム（SISKOTKLN）にオンラインで登録しなければならないとされています。

この登録が完了した際に、インドネシア政府から電子的にインドネシア在外労働者保護庁の移住労働者証（E-KTKLN）が発行されることから、これを取得した上で、駐日インドネシア大使館に海外労働者登録手続を行う必要があるとされています。

外国で就労するインドネシア国籍の方が稼働先国でトラブルに巻き込まれた場合などの保護のため、インドネシア政府が登録を求めていることから、日本側受入機関からも雇用したインドネシア国籍の方に、オンラインでウェブサイト上の様式に入力する方法により登録するとともに、駐日インドネシア大使館に所要の手続を行うための相談をするよう説明をお願いします。

（SISKOTKLNのURL）<http://siskotkln.bnptki.go.id/>

3 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるインドネシア国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、一連の手続は完了です。

○ インドネシア側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日インドネシア共和国大使館

〔所在地〕東京都新宿区四谷 4-4-1 〔電話番号〕 03-3441-4201

〔メールアドレス〕 consular@kbr.itokyo.jp